

事業所・企業統計調査について

1．調査の目的

平成18年事業所・企業統計調査は、我が国のすべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の母集団情報を得ることを目的として実施したものである。

2．調査の沿革

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、「事業所統計調査」の名称で昭和22年に開始され、平成8年の調査から企業の実態把握を充実させたことに伴い、「事業所・企業統計調査」と名称を変更した。昭和23年調査から昭和56年調査までは3年ごと、昭和56年以降は5年ごとに国や地方公共団体の事業所も含めた調査を、また、その中間年には民営事業所を対象とした簡易な内容の調査を実施している。

平成18年調査は、平成16年の簡易調査に続く大規模な調査にあたる。

3．調査の期日

調査は、平成18年10月1日現在で実施した。

4．調査の対象

今回の調査では、調査日現在で国内に所在するすべての事業所を調査対象とした。ただし、次の事業所は調査対象から除いた。

- (1) 日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）の「大分類A - 農業」、
「大分類B - 林業」及び「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所（いわゆる農・林・漁家）
- (2) 日本標準産業分類の「中分類83 - その他の生活関連サービス業（小分類832 - 家事サービス業に限る）」（いわゆる住み込みのお手伝いさん）及び「中分類94 - 外国公務」に属する事業所（大使館、領事館など）

また、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設のうち、「小分類845 - 公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所、個人の家庭で雇用されて家事労働に従事する家事サービス業は対象外とした。

5．調査の種類

事業所・企業統計調査は、甲調査及び乙調査に分けて実施した。

(1) 甲調査

民営の事業所を対象とした全数調査。

なお、事業所・企業統計調査でいう民営の事業所とは、国及び地方公共団体以外の事業所をいう。

(2) 乙調査

国、地方公共団体の事業所を対象とした全数調査。

6 . 調査事項

調査事項は、次のとおりである。

(1) 甲調査

[事業所に関する事項]

ア 名称及び電話番号

イ 所在地

ウ 経営組織

エ 本所・支所の別

オ 開設時期

カ 従業者数

キ 事業の種類・業態

ク 形態

[企業に関する事項]

ア 本所・本社・本店の名称及び電話番号

イ 本所・本社・本店の所在地

ウ 登記上の会社成立の年月

エ 資本金額及び外国資本比率

オ 親会社・関連する会社の有無

カ 親会社の名称及び電話番号

キ 親会社の所在地

ク 子会社の数

ケ 支所・支社・支店の数

コ 会社全体の常用雇用者数

サ 会社全体の主な事業の種類

シ 会社形態の変更状況

ス 電子商取引の実施状況

(2) 乙調査

ア 名称及び電話番号

イ 所在地

ウ 職員数

エ 事業の種類

事業所・企業統計調査結果の利用にあたって

1. 本書の数値は本市が独自に集計したものであり、千葉県及び総務省が公表する数値と若干異なることがある。
2. 本書においては、事業内容等が不詳の事業所を除いている。
3. 統計表中の「-」は該当数値なし（記載すべき事実のないもの）、「0」は四捨五入のための単位未満を表わす。
4. 数字の単位未満は、四捨五入しているため総数と内訳が一致しない場合がある。
5. 用語の意味は次のとおりである。
 - (1) 事業所
事業所とは、営利、非営利を問わない経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。
 - (ア) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること
 - (イ) 物の生産、サービスの提供が、従業者及び設備を有して、継続的に行われていることなお、収入を得て働く従業者がいない事業所、休業中かつ従業者がいない事業所及び季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいない事業所は本調査でいう事業所に含めていない。
 - (2) 従業者
従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。
なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。
6. 掲載している平成13年調査の産業分類別の数値は、「日本標準産業分類」改訂（平成14年10月1日適用）に伴う新分類への再格付（組み替え）後の数値である。

改定前			第11回改訂後	
A	農 業		A	農 業
B	林 業		B	林 業
C	漁 業		C	漁 業
D	鉱 業		D	鉱 業
E	建 設 業		E	建 設 業
F	製 造 業		F	製 造 業
G	電気・ガス・熱供給・水道業		G	電気・ガス・熱供給・水道業
H	運 輸 ・ 通 信 業	分割・新設	H	情 報 通 信 業
I	卸売・小売業、 <u>飲食店</u>	移動	I	運 輸 業
J	金 融 ・ 保 険 業		J	卸 売 ・ 小 売 業
K	不 動 産 業		K	金 融 ・ 保 険 業
L	サ ー ビ ス 業	分割・新設	L	不 動 産 業
M	公務（他に分類されないもの）		M	<u>飲食店</u> 、宿泊業
N	分類不能の産業		N	医 療 、 福 祉
	(計) 14		O	教 育 、 学 習 支 援 業
			P	複 合 サ ー ビ ス 業
			Q	サービス業（他に分類されないもの）
			R	公務（他に分類されないもの）
			S	分類不能の産業
				(計) 19

6 . 「日本標準産業分類」改訂（平成14年10月1日適用）により、平成13年の民営事業所数から「個人経営」のもやし製造業を除外している。

7 . 独立行政法人等は、今回の調査では「民営」の事業所として集計されているが、平成13年調査では「国、地方公共団体等」の事業所として集計されている。